

## 第10章 事後調査の内容



## 第10章 事後調査の内容

### 10-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査は、本事業に係る工事の実施時及び施設の供用時の環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減することを目的として実施する。

### 10-2 事後調査の項目及び方法

#### 10-2-1 工事の実施時

工事の実施時における事後調査の項目及び方法等は、表10-2.1に示すとおりである。

表 10-2.1 工事の実施時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル (L <sub>5</sub> )	保全対象立地位置を勘案して北東側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	現況調査を行った河原インター線沿道1地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間帯)
振動	建設機械の稼働	振動レベル (L <sub>10</sub> )	保全対象立地位置を勘案して北東側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	振動レベル (L <sub>10</sub> )	現況調査を行った河原インター線沿道1地点	日本工業規格「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間帯)
水質	造成工事の実施	SS	現況調査を行った17地点	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に準拠した方法	工事の施工中の濁水による影響が最も大きくなる、造成工事の時期とした。
植物	造成工事の実施	移植後の植物のモニタリング	重要種の移植地	ミズマツバ、ナツエビネ、コ克蘭の移植箇所において植物の活着状況等を確認する。	調査期間は移植後3年間とし、対象植物の状況確認に適した時期に毎年1回調査を実施する。
		ホンゴウソウのモニタリング	ホンゴウソウ確認地点周辺とする。	ホンゴウソウの生育地点を確認し、分布状況、株数等を記録する。	調査期間は工事前～工事の実施時とし、ホンゴウソウの確認しやすい時期(8月～10月)に毎年1回実施する。
動物	造成工事の実施	フクロウの生息状況調査	対象事業実施区域周辺約0.5kmの範囲	任意調査、定点調査等によりフクロウの縄張りの分布状況、繁殖状況を把握する。	調査期間は工事前～工事の実施時とし、フクロウの繁殖時期である2月、4月、6月に調査を行う。
		カスミサンショウウオ、イモリの生息・産卵状況の確認	対象事業実施区域周辺約0.2kmの範囲	任意調査により移植したカスミサンショウウオの産卵状況、イモリの生息状況を確認する。	調査期間は工事の実施時とし、カスミサンショウウオの産卵期、イモリの越冬期である2月～3月の間に2回実施する。
		トゲアリ、クロマルハナバチ	対象事業実施区域周辺約0.5kmの範囲	任意調査、バイトラップ調査により、トゲアリ、クロマルハナバチの分布状況を確認する。	調査期間は工事前とし、両種を確認しやすい夏季に1回実施する。
生態系	造成工事の実施	フクロウの生息状況調査	動物に記載した内容と同様	動物に記載した内容と同様	動物に記載した内容と同様

## 10-2-2 施設の供用時

施設の供用時における事後調査の項目及び方法等は、表10-2.2(1)、(2)に示すとおりである。また、供用時においては、表10-2.3に示す内容のモニタリングを行う。

表 10-2.2(1) 施設の供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類	最大着地濃度出現地点付近 現況調査を行った7地点、 直近民家、老人ホーム、小中 学校等の要配慮施設5地点、 地形を考慮した予測におけ る最大着地濃度出現地点付 近 計14地点	環境基準等に準拠した現 地調査等	事業活動が定常となっ た時期から1年間
騒音	施設の稼働	騒音レベル ( $L_5$ )	事業実施区域を取り囲む敷 地境界付近の1地点 直近民家1地点 計2地点	「環境騒音の表示・測定方 法 (JIS Z 8731)」に準拠 した現地調査	事業活動が定常となっ た時期の1日間 (24時 間)
	廃棄物運搬 車両の走行	騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )	現況調査を行った河原イン ター線沿道1地点	日本工業規格「環境騒音の 表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調 査	事業活動が定常となっ た時期の1日間 (施設 関連車両走行時間帯)
振動	施設の稼働	振動レベル ( $L_{10}$ )	事業実施区域を取り囲む敷 地境界付近の1地点 直近民家1地点 計2地点	「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠し た現地調査	事業活動が定常となっ た時期の1日間 (24時 間)
	廃棄物運搬 車両の走行	振動レベル ( $L_{10}$ )	現況調査を行った河原イン ター線沿道1地点	日本工業規格「環境騒音の 表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調 査	事業活動が定常となっ た時期の1日間 (施設 関連車両走行時間帯)
悪臭	施設の稼働	特定悪臭物質 (22物質)	保全対象立地位置を勘案し た敷地境界付近2地点 (風上側、風下側) 最大着地濃度出現地点付近 直近民家、老人ホーム、小中 学校等の要配慮施設5地点、 地形を考慮した予測におけ る最大着地濃度出現地点付 近 計9地点	「特定悪臭物質の測定 の方法」(昭和47年環境庁告 示第9号)に準拠した現地 調査	事業活動が定常となっ た時期の夏季に1回
		臭気指数	特定悪臭物質の調査地点と 同一地点	三点比較式臭袋法による 現地調査	事業活動が定常となっ た時期の夏季に1回
水質	施設の稼働	水質汚濁に係る 環境基準の項目 (健康項目、生活 環境項目) ダイオキシン類 イオン分析項目	現況調査を行った17地点 周辺井戸2地点 計19地点	「水質汚濁に係る環境基 準について」(昭和46年環 境庁告示第59号)に準拠し た方法 「ダイオキシン類による 大気の汚染、水質の汚濁及 び土壌の汚染に係る環境 基準について」(平成11年 環境庁告示第68号)に準拠 した方法 JIS K0102「工場排水試験 方法」及びJIS K0101「工 業用水試験方法」	事業活動が定常となっ た時期の夏季に1回

表 10-2.2(2) 施設の供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
土 壤	施設の稼働	土壌ダイオキシン類	最大着地濃度出現地点付近、現況調査を行った7地点、直近民家、老人ホーム、小中学校等の要配慮施設5地点、地形を考慮した予測における最大着地濃度出現地点付近 計14地点	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年環境省)に基づく5地点混合調査	事業活動が定常となった時期から1年間
植 物	施設の存在	ホンゴウソウのモニタリング	ホンゴウソウ確認地点周辺とする。	ホンゴウソウの生育地点を確認し、分布状況、株数等を記録する。	調査は供用時に実施し、ホンゴウソウの確認しやすい時期(8月～10月)に1回実施する。
動 物	施設の稼働	ため池に生息する移動能力が低い生物群	移植地、及び対象事業実施区域周辺の調整池等	任意調査により移植した生物の生息状況を確認する。	調査は供用3年後とする。調査時期は春季、夏季、秋季の3回とする。
		フクロウの生息状況調査	対象事業実施区域周辺約0.5kmの範囲	任意調査、定点調査等によりフクロウの縄張りの分布状況、繁殖状況を把握する。	調査は供用時に実施し、フクロウの繁殖時期である2月、4月、6月に調査を行う。
		鳥類の生息状況調査	対象事業実施区域周辺約1.5kmの範囲	任意調査、定点調査により、ブッポウソウ、サンショウクイ、トラツグミ、オオタカの生息、繁殖状況を把握する。	調査は供用時に実施し、鳥類の繁殖期である4月～7月に毎月1回実施する。
		カスミサンショウウオ、イモリの生息・産卵状況の確認	対象事業実施区域周辺約0.2kmの範囲	任意調査により移植したカスミサンショウウオの産卵状況、イモリの生息状況を確認する。	調査期間は供用後3年間とし、カスミサンショウウオの産卵期、イモリの越冬期である2月～3月の間に2回実施する。
水生生物	施設の稼働	水生生物の分布状況の確認	調整池、水路、ビオトープ、ため池等	任意調査、ラインセンサスによりキイロヤマトンボ、クロゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウの分布状況を把握する。	調査は供用3年後とする。調査時期は春季、夏季の2回とする。
		ゲンジボタルの分布状況調査	調整池、用水路、ビオトープ等	ラインセンサスによりゲンジボタルの分布状況を把握する。	調査は供用3年後とする。調査時期は初夏季2回とする。
生態系	施設の存在	樹林地の連続性の状況	分断される樹林地及び保全措置とする植栽帯	任意調査によりほ乳類等の小動物の出現状況を確認する。	調査は供用3年後とする。調査時期は春季、夏季、秋季の3回とする。
		フクロウの生息状況調査	動物に記載した内容と同様	動物に記載した内容と同様	動物に記載した内容と同様
		両生類の繁殖状況調査	調整池、用水路、ビオトープ等	任意調査によりモリアオガエルを代表とする両生類の繁殖状況を確認する。	調査は供用3年後とする。調査時期は5月、6月に各1回とする。

表 10-2.3 供用時におけるモニタリングの項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素	煙突	「大気汚染防止法」に基づく調査	施設供用後に2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		ダイオキシン類	煙突	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上
地下水	施設の稼働	環境基準項目 ダイオキシン類 イオン分析項目	現地調査を行った 2地点 周辺井戸2地点	「水質汚濁に係る環境基準について」等に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上

### 10-3 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

### 10-4 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事後調査の進捗状況に応じて、鳥取県東部広域行政管理組合のホームページにおいて公表する。